

規 則

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十八号

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則(平成二十一年埼玉県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第九条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条に次の一号を加える。

四 県内の大学の医学を履修する課程に在学する者を対象とした奨学金(補助金等の交付手続等に関する規則(昭和四十年埼玉県規則第十五号)第二条第四項第一号に該当するものに限る。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。